

指定事業者が実施する介護予防・生活支援サービスの単位数等について

1 1単位当たりの単価

(1) 訪問型サービス（予防訪問相当）

厚生労働大臣が定める1単位の単価（平成27年厚生労働省告示第93号。以下「単価告示」という。）の規定により10円に所沢市の地域区分における訪問介護の割合を乗じて得た額とする。

(2) 通所型サービス（予防通所相当）

単価告示の規定により10円に所沢市の地域区分における通所介護の割合を乗じて得た額とする。

(3) 介護予防ケアマネジメント

単価告示の規定により10円に所沢市の地域区分における介護予防支援の割合を乗じて得た額とする。

2 訪問型サービス費

(1) 1月当たりの回数を定める場合（1回につき）

ア 標準的な内容の訪問型サービス（予防訪問相当）である場合 287単位

イ 生活援助が中心である場合

(ア) 所要時間20分以上45分未満の場合 179単位

(イ) 所要時間45分以上の場合 220単位

ウ 短時間の身体介護が中心である場合 163単位

注1 利用者に対して、訪問型サービス（予防訪問相当）事業所（所沢市指定介護予防・生活支援サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防・生活支援サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する要綱（平成29年4月1日施行。以下「所沢市指定基準要綱」という。）第5条第1項に規定する訪問型サービス（予防訪問相当）事業所をいう。以下同じ。）の訪問介護員等（同項に規定する訪問介護員等をいう。以下同じ。）が、訪問型サービス（予防訪問相当）を行った場合に、介護予防サービス計画（介護保険法施行規則第83条の9第1号ハ及びニに規定する計画（第1号介護予防支援事業（介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45第1項第1号ニに規定する第一号介護予防支援事業をいう。以下同じ。）の実施者が作成する介護予防サービス計画に類するものを含む。）を含む。以下同じ。）に位置付けられた内容で、所定単位数を算定する。

注2 (1)については、1月につき、3,727単位の範囲で所定単位数を算定する。

- 注3 (1)イについては、単身の世帯に属する利用者又は家族若しくは親族(以下「家族等」という。)と同居している利用者であって、当該家族等の障害、疾病等の理由により、当該利用者又は当該家族等が家事を行うことが困難であるものに対して、生活援助(調理、洗濯、掃除等の家事の援助であって、これを受けなければ日常生活を営むのに支障が生ずる利用者に対して行われるものをいう。)が中心である訪問型サービス(予防訪問相当)を行った場合に、現に要した時間ではなく、訪問型サービス計画(所沢市指定基準要綱第43条第2号に規定する訪問型サービス計画をいう。以下同じ。)に位置づけられた内容の訪問型サービス(予防訪問相当)を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定する。
- 注4 (1)ウについては、身体介護(利用者の身体に直接接触して行う介助並びにこれを行うために必要な準備及び後始末並びに利用者の日常生活を営むのに必要な機能の向上等のための介助及び専門的な援助をいう。以下同じ。)が中心である訪問型サービス(予防訪問相当)を行った場合に所定単位数を算定する。
- 注5 (1)ア及びウについては、介護保険法施行規則第22条の23第1項に規定する生活援助従事者研修課程の修了者が身体介護に従事した場合は、当該月において算定しない。
- 注6 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。
- 注7 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。
- 注8 訪問型サービス(予防訪問相当)事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは訪問型サービス(予防訪問相当)事業所と同一の建物(以下この注において「同一敷地内建物等」という。)に居住する利用者(訪問型サービス(予防訪問相当)事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。)又は訪問型サービス(予防訪問相当)事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物(同一敷地内建物等を除く。)に居住する利用者に対して、訪問型サービス(予防訪問相当)を行った場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定し、訪問型サービス(予防訪問相当)事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者に対して、訪問型サービス(予防訪問相当)を行った場合は、所定単位数の100分の85に相当する単位数を算定する。ただし、別に厚生労働大臣が定める基準に該当する訪問型サービス(予防訪問相当)事

業所が、同一敷地内建物等に居住する利用者（訪問型サービス（予防訪問相当）事業所における1月あたりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）に対して、訪問型サービス（予防訪問相当）を行った場合は、所定単位数の100分の88に相当する単位数を算定する。

注9 別に厚生労働大臣が定める地域に所在し、かつ、厚生労働省の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と届出を行おうとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、厚生労働省の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの（やむを得ない事情により当該方法による届出を行うことができない場合にあっては、電子メールの利用その他の適切な方法とする。以下「電子情報処理組織を使用する方法」という。）により、市長に対し、厚生労働省老健局長（以下「老健局長」という。）が定める様式による届出を行った訪問型サービス（予防訪問相当）事業所（その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。）又はその一部として使用される事務所の訪問介護員等が訪問型サービス（予防訪問相当）を行った場合は、特別地域加算として、所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。

注10 別に厚生労働大臣が定める地域に所在し、かつ、1月当たり実利用者数が5人以下であって、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った訪問型サービス（予防訪問相当）事業所（その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。）又はその一部として使用される事務所の訪問介護員等が訪問型サービス（予防訪問相当）を行った場合は、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数に加算する。

注11 訪問型サービス（予防訪問相当）事業所の訪問介護員等が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、訪問型サービス（予防訪問相当）を行った場合は、所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。

注12 利用者が介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、訪問型サービス費は、算定しない。

(2) 初回加算 200単位

注 訪問型サービス（予防訪問相当）事業所において、新規に訪問型サービス計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者（所沢市指定基準要綱第5条第2項に規定するサービス提供責任者に相当する者をいう。以下同じ。）が初回若しくは初回の訪問型サービスを行った日の属する月に訪問型サービス（予防訪問

相当)を行った場合又は当該訪問型サービス(予防訪問相当)事業所のその他の訪問介護員等が初回若しくは初回の訪問型サービス(予防訪問相当)を行った日の属する月に訪問型サービス(予防訪問相当)を行った際にサービス提供責任者が同行した場合は、1月につき所定単位数を加算する。

(3) 生活機能向上連携加算

ア 生活機能向上連携加算(Ⅰ) 100単位(1月につき)

イ 生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200単位(1月につき)

注1 アについて、サービス提供責任者が、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所(指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(以下「指定介護予防サービス基準」という。)第79条第1項に規定する指定介護予防訪問リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。)、指定介護予防通所リハビリテーション事業所(指定介護予防サービス基準第117条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。)又はリハビリテーションを実施している医療提供施設(医療法(昭和23年法律第205号)第1条の2第2項に規定する医療提供施設をいい、病院にあっては、許可病床数が200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。注2において同じ。)の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の助言に基づき、生活機能の向上を目的とした訪問型サービス計画を作成し、当該訪問型サービス計画に基づく訪問型サービス(予防訪問相当)を行ったときは、初回の当該訪問型サービス(予防訪問相当)が行われた日の属する月に、所定単位数を加算する。

注2 イについて、利用者に対して、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所、指定介護予防通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、指定介護予防訪問リハビリテーション(指定介護予防サービス基準第78条に規定する指定介護予防訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。)、指定介護予防通所リハビリテーション(指定介護予防サービス基準第116条に規定する指定介護予防通所リハビリテーションをいう。以下同じ。)等の一環として当該利用者の居宅を訪問する際にサービス提供責任者が同行する等により、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と利用者の身体の状態等の評価を共同して行い、かつ、生活機能の向上を目的とした訪問型サービス計画を作成した場合であって、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と連携し、当該訪問型サービス計画に基づく訪問型サービス(予防訪問相当)を行ったときは、初回の当該訪問型サービス(予防訪問相当)が行われた日の属する月以降3月の間、1月につき所定単位数を加算する。ただし、アを算定して

いる場合は、算定しない。

(4) 口腔連携強化加算 50単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った訪問型サービス（予防訪問相当）事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び担当職員（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）第2条第1項に規定する担当職員をいう。）、介護支援専門員（同条第2項に規定する介護支援専門員をいう。）又は第一号介護予防支援事業に従事する者に対し、当該評価の結果の情報提供を行ったときは、口腔連携強化加算として、1月に1回に限り所定単位数を加算する。

(5) 介護職員等処遇改善加算

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った訪問型サービス（予防訪問相当）事業所が、利用者に対し、訪問型サービス（予防訪問相当）を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

ア 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） (1)から(4)までにより算定した単位数の1000分の245に相当する単位数

イ 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ） (1)から(4)までにより算定した単位数の1000分の224に相当する単位数

ウ 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ） (1)から(4)までにより算定した単位数の1000分の182に相当する単位数

エ 介護職員等処遇改善加算（Ⅳ） (1)から(4)までにより算定した単位数の1000分の145に相当する単位数

注2 令和7年3月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った訪問型サービス（予防訪問相当）事業所（注1の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、訪問型サービス（予防訪問相当）を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- ア 介護職員等処遇改善加算(V)(1) (1)から(4)までにより算定した単位数の
1000分の221に相当する単位数
- イ 介護職員等処遇改善加算(V)(2) (1)から(4)までにより算定した単位数の
1000分の208に相当する単位数
- ウ 介護職員等処遇改善加算(V)(3) (1)から(4)までにより算定した単位数の
1000分の200に相当する単位数
- エ 介護職員等処遇改善加算(V)(4) (1)から(4)までにより算定した単位数の
1000分の187に相当する単位数
- オ 介護職員等処遇改善加算(V)(5) (1)から(4)までにより算定した単位数の
1000分の184に相当する単位数
- カ 介護職員等処遇改善加算(V)(6) (1)から(4)までにより算定した単位数の
1000分の163に相当する単位数
- キ 介護職員等処遇改善加算(V)(7) (1)から(4)までにより算定した単位数の
1000分の163に相当する単位数
- ク 介護職員等処遇改善加算(V)(8) (1)から(4)までにより算定した単位数の
1000分の158に相当する単位数
- ケ 介護職員等処遇改善加算(V)(9) (1)から(4)までにより算定した単位数の
1000分の142に相当する単位数
- コ 介護職員等処遇改善加算(V)(10) (1)から(4)までにより算定した単位数の
1000分の139に相当する単位数
- サ 介護職員等処遇改善加算(V)(11) (1)から(4)までにより算定した単位数の
1000分の121に相当する単位数
- シ 介護職員等処遇改善加算(V)(12) (1)から(4)までにより算定した単位数の
1000分の118に相当する単位数
- ス 介護職員等処遇改善加算(V)(13) (1)から(4)までにより算定した単位数の
1000分の100に相当する単位数
- セ 介護職員等処遇改善加算(V)(14) (1)から(4)までにより算定した単位数の
1000分の76に相当する単位数

3 通所型サービス費

(1) 1週当たりの標準的な回数を定める場合（1月につき）

- ア 事業対象者・要支援1 1,798単位
- イ 事業対象者・要支援2 3,621単位

(2) 1月当たりの回数を定める場合（1回につき）

- ア 事業対象者・要支援1 436単位
- イ 事業対象者・要支援2 447単位

注1 看護職員（所沢市指定基準要綱第46条第2号に規定する看護職員をいう。以下同じ。）又は介護職員の員数を置いているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った通所型サービス（予防通所相当）事業所（所沢市指定基準要綱第46条第1項に規定する通所型サービス（予防通所相当）事業所をいう。以下同じ。）において、通所型サービス（予防通所相当）を行った場合に、介護予防サービス計画に位置付けられた標準的な回数又は内容で、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、通所型サービス（予防通所相当）の月平均の利用者の数（通所型サービス（予防通所相当）指定事業者（所沢市指定基準要綱第2条第4号に規定する通所型サービス（予防通所相当）指定事業者をいう。）が指定通所介護事業者（所沢市指定基準要綱第2条第12号に規定する指定通所介護事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、通所型サービス（予防通所相当）の事業及び指定通所介護（所沢市指定基準要綱第2条第11号に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。）の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、通所型サービス（予防通所相当）の利用者の数及び指定通所介護の利用者数の合計数）が、介護保険法施行規則第140条の63の5第1項の規定に基づき市長に提出した運営規程に定められている利用定員を超える場合（以下「定員超過利用」という。）、又は、通所型サービス（予防通所相当）事業所の看護職員若しくは介護職員の員数が所沢市指定基準要綱第46条第1項に定める員数に満たない場合（以下「人員基準欠如」という。）は、通所型サービス費の所定単位数に100分の70を乗じて得た単位数を用いて算定する。

注2 利用者が事業対象者（介護保険法施行規則第140条の62の4第2号に定める者をいう。以下同じ。）であって、介護予防サービス計画において、1週に1回程度の通所型サービス（予防通所相当）が必要とされた場合については(1)ア又は(2)アに掲げる所定単位数を、1週に2回程度又は2回を超える程度の通所型サービス（予防通所相当）が必要とされた場合については(1)イ又は(2)イに掲げる所定単位数を、それぞれ算定する。

注3 (1)アについては、月5週ある場合などで月5回以上の通所型サービス（予防通所相当）を行った場合、(1)イについては、月5週ある場合などで月9回以上の通所型サービス（予防通所相当）を行った場合に算定する。

注4 (2)アについては、1月につき4回、(2)イについては、1月に8回を限度として、所定単位数を算定する。

注5 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

注6 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

注7 通所型サービス（予防通所相当）従業者（所沢市指定基準要綱第46条第1項に規定する通所型サービス（予防通所相当）従業者をいう。）が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、通所型サービス（予防通所相当）を行った場合は、所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。

注8 利用者が介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、通所型サービス費は、算定しない。

注9 (1)について、利用者が一の通所型サービス（予防通所相当）事業所において通所型サービス（予防通所相当）を受けている間は、当該通所型サービス（予防通所相当）事業所以外の通所型サービス（予防通所相当）事業所が通所型サービス（予防通所相当）を行った場合に、通所型サービス費は、算定しない。

注10 通所型サービス（予防通所相当）事業所と同一建物に居住する者又は通所型サービス（予防通所相当）事業所と同一建物から当該通所型サービス（予防通所相当）事業所に通う者に対し、通所型サービス（予防通所相当）を行った場合は、次に掲げる区分に応じ、1月につき次に掲げる単位を所定単位数から減算する。ただし、傷病により一時的に送迎が必要であると認められる利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合は、この限りでない。

ア (1)アを算定している場合（1月につき） 376単位

イ (1)イを算定している場合（1月につき） 752単位

ウ (2)を算定している場合（1回につき） 94単位

注11 利用者に対して、その居宅と通所型サービス（予防通所相当）事業所との間の送迎を行わない場合は、片道につき47単位（(1)アを算定している場合は1月につき376単位を、(1)イを算定している場合は1月につき752単位を限度とする。）を所定単位数から減算する。ただし、注10を算定している場合は、この限りでない。

(3) 生活機能向上グループ活動加算 100単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行い、かつ、利用者の生活機能の向上を目的として共通の課題を有する複数の利用者からなるグループに対して実施される日常生活上の支援のための活動（以下「生活機能

向上グループ活動サービス」という。)を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、同月中に利用者に対し、栄養改善加算、口腔機能向上加算又は一体的サービス提供加算のいずれかを算定している場合は、算定しない。

ア 生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を有するはり師又はきゅう師を含む。）その他通所型サービス（予防通所相当）従業者が共同して、利用者ごとに生活機能の向上の目標を設定した通所型サービス計画（所沢市指定基準要綱第61条第2号に規定する通所型サービス計画をいう。以下同じ。）を作成していること。

イ 通所型サービス計画の作成及び実施において利用者の生活機能の向上に資するよう複数の種類の生活機能向上グループ活動サービスの項目を準備し、その項目の選択に当たっては、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助し、利用者の心身の状況に応じた生活機能向上グループ活動サービスが適切に提供されていること。

ウ 利用者に対し、生活機能向上グループ活動サービスを1週につき1回以上行っていること。

(4) 若年性認知症利用者受入加算 240単位

注 受け入れた若年性認知症利用者（介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第2条第6号に規定する初老期における認知症によって要支援者となったものをいう。以下同じ。）ごとに個別の担当者を定めているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った通所型サービス（予防通所相当）事業所において、若年性認知症利用者に対して通所型サービス（予防通所相当）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

(5) 栄養アセスメント加算 50単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った通所型サービス（予防通所相当）事業所において、利用者に対して、管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメント（利用者ごとの低栄養状態のリスク及び解決すべき課題を把握することをいう。以下この注において同じ。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、当該利用者が栄養改善加算又は一体的サービス提供加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定しない。

ア 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上

配置していること。

イ 利用者ごとに、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（(6)の注において「管理栄養士等」という。）が共同して栄養アセスメントを実施し、当該利用者又はその家族に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応すること。

ウ 利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施に当たって、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。

エ 別表3(2)注1のただし書きで規定する定員超過利用又は人員基準欠如のいずれにも該当しない通所型サービス（予防通所相当）事業所であること。

(6) 栄養改善加算 200単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行い、かつ、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下「栄養改善サービス」という。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

ア 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。

イ 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士等が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。

ウ 利用者ごとの栄養ケア計画に従い、必要に応じて当該利用者の居宅を訪問し、管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。

エ 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価していること。

オ 別表3(2)注1のただし書きで規定する定員超過利用又は人員基準欠如のいずれにも該当しない通所型サービス（予防通所相当）事業所であること。

(7) 口腔機能向上加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行い、かつ、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別的に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下この注及び

(8)において「口腔機能向上サービス」という。)を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

ア 口腔機能向上加算(Ⅰ) 150単位

イ 口腔機能向上加算(Ⅱ) 160単位

(8) 一体的サービス提供加算 480単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った通所型サービス(予防通所相当)事業所が、利用者に対し、栄養改善サービス及び口腔機能向上サービスをいずれも実施した場合に、1月につき所定単位数を加算する。ただし、(6)又は(7)を算定している場合は、算定しない。

(9) サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った通所型サービス(予防通所相当)事業所が利用者に対し通所型サービス(予防通所相当)を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、利用者の区分に応じて1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

ア サービス提供体制強化加算(Ⅰ)

(ア) 事業対象者・要支援1 88単位

(イ) 事業対象者・要支援2 176単位

イ サービス提供体制強化加算(Ⅱ)

(ア) 事業対象者・要支援1 72単位

(イ) 事業対象者・要支援2 144単位

ウ サービス提供体制強化加算(Ⅲ)

(ア) 事業対象者・要支援1 24単位

(イ) 事業対象者・要支援2 48単位

(10) 生活機能向上連携加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った通所型サービス(予防通所相当)事業所において、外部との連携により、利用者の身体の状況等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、当該基準に掲げる区分に従い、アについては、利用者の急性増悪等により当該個別機能訓練計画を見直した場合を除き3月に1回を限度として、1月につき、イについては1月につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に

掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

ア 生活機能向上連携加算(Ⅰ) 100単位

イ 生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200単位

(11) 口腔・栄養スクリーニング加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する通所型サービス（予防通所相当）従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング又は栄養状態のスクリーニングを行った場合に、次に掲げる区分に応じ、1回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定せず、当該利用者について、当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定している場合にあつては算定しない。

ア 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ) 20単位

イ 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ) 5単位

(12) 科学的介護推進体制加算 40単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った通所型サービス（予防通所相当）事業所が、利用者に対し通所型サービス（予防通所相当）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

ア 利用者ごとのADL値（ADLの評価に基づき測定した値をいう。）、栄養状態、口腔機能、認知症（法第5条の2第1項に規定する認知症をいう。）の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。

イ 必要に応じて通所型サービス計画を見直すなど、通所型サービス（予防通所相当）の提供に当たって、アに規定する情報その他通所型サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。

(13) 介護職員等処遇改善加算

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った通所型サービス（予防通所相当）事業所が、利用者に対し、通所型サービス（予防通所相当）を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

ア 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) (1)から(12)までにより算定した単位数の1000分の92に相当する単位数

イ 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) (1)から(12)までにより算定した単位数の
1000分の90に相当する単位数

ウ 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) (1)から(12)までにより算定した単位数の
1000分の80に相当する単位数

エ 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) (1)から(12)までにより算定した単位数の
1000分の64に相当する単位数

注2 令和7年3月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った通所型サービス(予防通所相当)事業所(注1の加算を算定しているものを除く。)が、利用者に対し、通所型サービス(予防通所相当)を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

ア 介護職員等処遇改善加算(V)(1) (1)から(12)までにより算定した単位数の
1000分の81に相当する単位数

イ 介護職員等処遇改善加算(V)(2) (1)から(12)までにより算定した単位数の
1000分の76に相当する単位数

ウ 介護職員等処遇改善加算(V)(3) (1)から(12)までにより算定した単位数の
1000分の79に相当する単位数

エ 介護職員等処遇改善加算(V)(4) (1)から(12)までにより算定した単位数の
1000分の74に相当する単位数

オ 介護職員等処遇改善加算(V)(5) (1)から(12)までにより算定した単位数の
1000分の65に相当する単位数

カ 介護職員等処遇改善加算(V)(6) (1)から(12)までにより算定した単位数の
1000分の63に相当する単位数

キ 介護職員等処遇改善加算(V)(7) (1)から(12)までにより算定した単位数の
1000分の56に相当する単位数

ク 介護職員等処遇改善加算(V)(8) (1)から(12)までにより算定した単位数の
1000分の69に相当する単位数

ケ 介護職員等処遇改善加算(V)(9) (1)から(12)までにより算定した単位数の
1000分の54に相当する単位数

コ 介護職員等処遇改善加算(V)(10) (1)から(12)までにより算定した単位数の
1000分の45に相当する単位数

サ 介護職員等処遇改善加算(V)(11) (1)から(12)までにより算定した単位数の
1000分の53に相当する単位数

- シ 介護職員等処遇改善加算(V)(12) (1)から(12)までにより算定した単位数の1000分の43に相当する単位数
- ス 介護職員等処遇改善加算(V)(13) (1)から(12)までにより算定した単位数の1000分の44に相当する単位数
- セ 介護職員等処遇改善加算(V)(14) (1)から(12)までにより算定した単位数の1000分の33に相当する単位数

4 介護予防ケアマネジメント費

(1) 介護予防ケアマネジメント費（1月につき） 442単位

注1 介護予防ケアマネジメント費は、利用者に対して、介護予防ケアマネジメントを行った場合に、所定単位数を算定する。

注2 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

注3 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

(2) 初回加算 300単位

注 介護予防ケアマネジメント事業所（介護予防ケアマネジメントの事業を行う事業所をいう。以下同じ。）において、新規に介護予防ケアプラン（介護予防ケアマネジメント事業所が作成する介護予防サービス計画（介護保険法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画をいう。）に類するものをいう。以下同じ。）を作成する利用者に対し介護予防ケアマネジメントを行った場合については、初回加算として、1月につき所定単位数を加算する。

(3) 委託連携加算 300単位

注 介護予防ケアマネジメント事業所が利用者に提供する介護予防ケアマネジメントを指定居宅介護支援事業所（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）第2条第1項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。以下同じ。）に委託する際、当該利用者に係る必要な情報を当該指定居宅介護支援事業所に提供し、当該指定居宅介護支援事業所における介護予防ケアプランの作成等に協力した場合は、当該委託を開始した日の属する月に限り、利用者1人につき1回を限度として所定単位数を加算する。

5 区分支給限度基準額

区分支給限度基準額は、要支援者については、介護保険法第55条の規定に基づき、事業対象者については以下の単位数とする。

- (1) 事業対象者 5, 032 単位 (1月につき)
- (2) 事業対象者のうち市長が必要と認めた者 10, 531 単位 (1月につき)

6 その他

- (1) この告示の規定は、令和6年6月1日から施行する。
- (2) この告示の規定が施行されるまでの間の各項目における介護予防・生活支援サービス事業を実施したときの費用の額等は、この告示による廃止前の令和6年告示第175号の例による。
- (3) 令和8年3月31日までの間、この告示に規定する「厚生労働省の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と届出を行おうとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、厚生労働省の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの（やむを得ない事情により当該方法による届出を行うことができない場合にあっては、電子メールの利用その他の適切な方法とする。以下「電子情報処理組織を使用する方法」という。）により、市長」及び「電子情報処理組織を使用する方法により、市長」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。